

墨田区監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年9月24日

墨田区監査委員	浜田 将彰
同	大清水 善信
同	小暮 和敏
同	しもむら 緑

## 令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第7項及び墨田区監査基準

### 2 監査の対象

- (1) 令和5年度に財政的援助を与えた団体等における出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体の出納及びその他の事務で、令和5年度の執行に係るもの
- (3) 公の施設の管理を指定管理者として行わせている団体の出納及びその他の事務で、令和5年度の執行に係るもの

### 3 監査実施期間

令和6年7月1日（月）から同年8月6日（火）まで

### 4 監査対象団体

実地監査団体 21団体

別添「令和6年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表」のとおり、監査委員及び監査委員事務局による実地監査を実施した。

### 5 監査の観点

- (1) 補助金等交付団体において、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 出資団体において、事業運営が出資目的に沿って行われ、会計経理が適正に行われているか。
- (3) 指定管理者において、公の施設の管理が協定に基づき行われ、会計経理が適正に行われているか。

### 6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、しもむら緑監査委員は、すみだまつり実行委員会、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団及び公益財団法人墨田区文化振興財団の監査について、除斥となった。

### 7 監査結果

以上のとおり監査を実施したところ、監査対象団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行は概ね当該財政援助の目的等に沿って行われていた

が、以下に掲げる事項について、監査結果として特に記すものである。

(1) 指摘事項

ア 補助金等交付団体に関するもの

- (ア) 墨田区体育協会補助金について、余剰金の返還に際し、その算定に誤りがあった。(墨田区スポーツ協会、スポーツ振興課)
- (イ) 墨田区障害者通所事業所等通所者昼食費助成事業補助金について、誤った実績数により申請し、交付を受けているものがあった。(医療法人社団草思会、保健予防課)
- (ウ) 墨田区保育サービス推進事業補助金について、誤った児童数による算定により実績報告し、交付を受けているものがあった。(AIAI Child Care 株式会社、子ども施設課)
- (エ) 墨田区保育サービス推進事業補助金について、算定基準を満たしていないものも含めて実績報告し、交付を受けているものがあった。(株式会社 Kids Smile Project、子ども施設課)

イ 指定管理者に関するもの

- (ア) 指定業務である園児用布団の水洗いの一部が実施されていなかった。(社会福祉法人清心福祉会(墨田区亀沢保育園)、子ども施設課)
- (イ) 指定業務である樹木害虫駆除が実施されていなかった。(社会福祉法人雲柱社(墨田区押上保育園)、子ども施設課)

(2) 指導・注意事項

以下については、指摘事項とするまでには至らないものの不適正な処理が行われている事案である。実地監査で指導・注意を行い、所要の訂正・改善を確認あるいは今後の改善を促したものである。

ア 指定管理者による事務の執行を適正に行うべきもの

- (ア) 協定書において、事前に区の承諾を受けた場合に限り、指定業務の一部を第三者に委託することができると定められているが、承諾を受けずに委託されているものがあった。(2団体)
- (イ) 協定書において、施設の利用者等に事故があったときは、直ちに区に報告し、その指示を受けるものとして定められているが、報告がされていないものがあった。(1団体)
- (ウ) 協定書に基づき区に提出された収支予算書について、内容に誤りがあるものがあった。(1団体)
- (エ) 協定書に基づき区に提出された毎月の事業報告書について、内容に誤りがあるものがあった。(1団体)

- (オ) 協定書に基づき区に提出された毎年度の指定業務終了後の事業報告書、収支決算書について、内容に誤りがあるものがあった。(5団体)
- (カ) 覚書に基づき区に提出された指定管理料の概算払に係る精算書について、内容に誤りがあるものがあった。(1団体)

イ 指定管理者による施設の管理を適正に行うべきもの

- (ア) 避難口誘導灯が点灯していないものがあった。(1団体)

ウ 指定管理者による備品の管理を適正に行うべきもの

- (ア) 区に所有権が帰属する備品のうち、区の備品番号等を記載したラベルが貼付されていないものがあった。(4団体)

以上述べてきた指導・注意事項のほかにも、監査当日に軽易な誤りについての訂正等を促している。大きな事務の誤りを未然に防ぐためにも、適正な事務処理に留意されたい。

### (3) 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

ア 指摘事項について

7(1)ア(ア)の事案は、補助金に余剰が発生したため区に返還したもののだが、その算出を誤って本来返還すべき額より少ない額を返還していたものである。同(イ)の事案は、利用者に昼食費を助成していない日を含めて、1食分多く補助金の交付を受けていたものである。同(ウ)の事案は、外国人児童受入れに係る特別保育事業等推進加算について、対象となる児童一人の通所がなかった2か月分を含めて補助金の交付を受けていたものである。同(エ)の事案は、保育所等体験に係る地域子育て支援推進加算について、その算定基準は「年5回又は延べ10人以上」の実施となっているところ、実際には3回、延べ8人の実施であるにもかかわらず、補助金の交付を受けていたものである。

次に、7(1)イ(ア)の事案は、協定書において年2回実施することとされている園児用布団の水洗いについて、その一部を行っていなかったものである。同(イ)の事案は、協定書に基づく覚書において年1回実施することとされている樹木害虫駆除を行っていなかったものである。

以上の事案は、誤った申請、報告、業務の未実施により補助金や指定管理料が過大なものとなり、結果として、その返還を要することになったものである。については、補助金等交付団体及び指定管理者においては、交付

要綱や協定書などをよく理解し、誤りのないよう努められたい。また、所管課においては、当該団体等から書類が提出された時点で不明な点について説明や補正を求めているれば、漏れや誤りが発見できたはずである。したがって、提出された書類を厳正にチェックし、適切な事務を執行されたい。

#### イ 指導・注意事項について

指定業務の第三者委託において区の承認を受けていないもの、施設の利用者に係る事故の報告がされていないもの、収支予算書、事業報告書、収支決算書の金額等の記載に誤りがあるものがあつた。

特に、7(2)ア(ウ)については、収支予算書の段階から収入合計額が支出合計額よりも多く計上され、収支が一致していなかったものであり、指定管理者からの提出書類を漫然と処理していれば不適正な支出につながりかねない事案である。

については、指定管理者、所管課の双方に対して、関係書類の確認を確実にを行うなど、指定業務の遂行に細心の注意を払うよう求める。

#### ウ 指定管理者収支決算書の記載方法について

指定管理者収支決算書の記載の仕方が指定管理者により異なっていた。例えば、指定管理料の概算払や未実施業務分に係る区への返還額について、ほとんどの場合明記しているが、指定管理料の収入から当該返還分を差し引くことによって返還額を記載していないものがあつた。また、不正確な記載の例として、覚書変更により指定管理料の概算払額が増えているにもかかわらず当該増額分の記載のないもの、別途補助金が交付されているにもかかわらず収入に計上せず支出のみを記載しているものなどがあつた。

区においては、指定管理料の支払額や返還額が明瞭に分かるよう、当該決算書の記載方法を統一し、指定管理者への指導を徹底されたい。

#### エ 指定業務の適切な実施について

指定業務に関する不適切な事案の発生要因として、一つは、指定管理者の不注意や認識不足が挙げられる。指定管理者においては、協定書や覚書に基づいて適切に業務を遂行するとともに、その精度の確保に努められたい。二つ目の要因として、所管課における指定管理者に対する業務執行の十分なモニタリングができていなかったことが挙げられる。所管課においては、実地調査の実施や関係書類の確認など、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づき、十分な監督体制の確保に取り組まれたい。

併せて、指定管理者制度を統括する部局においては、指定管理者への指導監督が適正に行われ、業務の正確性が確保されるよう、全庁的な対応を

強化されたい。

総じて、指定業務であっても、公の施設の最終的な管理責任は設置者である区が負うという当事者意識を強く持ち、「指定管理者任せ」、「担当者任せ」にすることなく、同業務が適切に実施されるよう強く望むものである。

## 令和6年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表

### 1 監査委員監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月11日 (木)	すみだまつり実行委員会	補助金	区と民間の協働による「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域の振興を図ることを目的として、経費の一部を補助している。
	一般財団法人ファッション産業人材育成機構	出資	繊維産業等のファッション産業としての発展を担う人材を育成するための教育研修、調査、資料収集及び研究に関する事業を行っている。
7月17日 (水)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	指定管理者	立花児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人カメラア会	指定管理者	墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム、墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月19日 (金)	特定非営利活動法人のぞみ	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
	墨田区障害者団体連合会	補助金	心身障害者福祉の向上を図るための事業に関する経費の一部を補助している。
7月24日 (水)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月30日 (火)	墨田区商店街振興組合連合会	補助金	事業の普及拡大及び円滑な運営を図り、もって産業振興による地域経済の活性化に寄与することを目的として、経費の一部を補助している。
	社会福祉法人清心福祉会	指定管理者	墨田区亀沢保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
8月1日 (木)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	文花子育てひろばの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般社団法人墨田区観光協会	補助金	観光事業の振興を図り、もって地域産業経済の発展及び区民生活の向上に寄与することを目的として、経費の一部を補助している。
8月5日 (月)	社会福祉法人賛育会	指定管理者	墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	京成バス株式会社	補助金	墨田区内循環バスの円滑な運行を図るため、必要な経費の一部を補助している。

## 2 事務監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月1日 (月)	特定非営利活動法人のぞみ	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
	墨田区障害者団体連合会	補助金	心身障害者福祉の向上を図るための事業に関する経費の一部を補助している。
7月2日 (火)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	指定管理者	立花児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	文花子育てひろばの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月4日 (木)	すみだまつり実行委員会	補助金	区と民間の協働による「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域の振興を図ることを目的として、経費の一部を補助している。
7月9日 (火)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月10日 (水)	社会福祉法人清心福祉会	指定管理者	墨田区亀沢保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月12日 (金)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	墨田区押上保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人賛育会	指定管理者	墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月23日 (火)	墨田区スポーツ協会	補助金	スポーツの振興と区民の体位向上を図ることを目的として、経費の一部を補助している。
7月25日 (木)	A I A I Child Care 株式会社	補助金	認可保育所の運営に関する経費の一部を補助している。
	医療法人社団草思会	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
7月31日 (水)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金 出資 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
	隅田川 森羅万象 墨に夢 実行委員会	補助金	文化芸術の振興と地域の活性化を図ることを目的として、経費の一部を補助している。
8月2日 (金)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金 出資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。地域集会所の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
8月6日 (火)	株式会社Kids Smile Project	補助金	認可保育所の運営に関する経費の一部を補助している。
	社会福祉法人晴山会	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく事業に関する経費の一部を補助している。